

令和8年度 障害福祉サービス等報酬改定

臨時・期中改定の整理

この資料の位置づけ

令和9年度の通常改定を待たずに実施された令和8年度改定について、処遇改善加算の拡充と臨時応急的な見直しを分け、対象・適用時期・経過的な取扱いが分かるよう整理した公開資料です。

確認する4つの視点

- ・改定率+1.84%は、個々のサービスの基本報酬が一律に1.84%上がるという意味ではない
- ・処遇改善の金額は政策上の見込みであり、全職員への一律・定額支給を保証するものではない
- ・臨時応急的な基本報酬の特例は、原則として令和8年6月以降の新規指定に限られる
- ・4月施行と6月施行、令和9年度改定までの時限措置を分けて確認する

ホームページ掲載用資料

作成・確認：令和8年7月31日

※実際の指定・届出・報酬算定は、サービス種別ごとの告示・通知・Q&A及び指定権者の取扱いを必ず確認してください。

01 先に押さえる全体像

令和8年度改定は、処遇改善と臨時応急的な見直しを同時に行う期中改定です。改定率は+1.84%、令和8年度予算で国費313億円程度とされています。

改定の2つの柱

処遇改善加算の拡充	臨時応急的な見直し
令和8年6月施行 - 対象を障害福祉従事者へ拡大 - 生産性向上・協働化に取り組む事業所を上乗せ評価 - 相談系サービスに加算を新設	令和8年4月・6月施行 - 就労移行支援体制加算の適正化 - 就労継続支援B型の区分基準を見直し - 一部サービスの新規指定に基本報酬の特例

施行時期

時期	主な変更	期限・位置づけ
令和8年4月	就労移行支援体制加算の算定適正化	改定後の恒常的な取扱い
令和8年6月	処遇改善加算、B型の平均工賃月額区分、新規指定事業所の基本報酬特例、訪問系国庫負担基準	基本報酬特例のみ令和9年度改定まで

誤解しやすい3点

- +1.84%は改定全体の率。すべてのサービスの基本報酬が同率で上がるものではありません。
- 月額1万円・最大1万9千円等は国が示す賃上げ効果の見込み。事業所の配分方法や職種・雇用形態等により個人の額は異なります。
- 訪問系サービスの国庫負担基準の見直しは、市町村に対する国の負担上限の見直しであり、事業所の報酬単位を直接改定するものではありません。

02 処遇改善加算の拡充

令和8年6月から、福祉・介護職員に限らず、障害福祉の現場で働く幅広い職種の処遇改善に活用できるよう加算率が引き上げられます。

国が示す賃上げの考え方

対象・取組	賃上げ効果の目安	読み方
障害福祉従事者	月額1万円（3.3%）程度	加算率の引上げにより幅広い職種を対象化
生産性向上・協働化に取り組む事業所の福祉・介護職員	さらに月額3千円（1.0%）程度	新たな上位区分の要件を満たす場合
福祉・介護職員の最大のイメージ	月額1万9千円（6.3%）程度	うち月額6千円程度の基本給引上げを含む政策上の見込み

上記は個人ごとの支給保証ではありません。加算額の配分は、法令・通知上の要件の範囲で事業者が定め、賃金改善額全体で確認されます。

加算体系の主な変更

- 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱに「イ」「ロ」の上位区分を設け、生産性向上・協働化等を評価。
- 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、障害児相談支援に処遇改善加算を新設。加算率は5.1%。
- 各サービスの改定後の加算率は異なるため、公式のサービス別加算率表で確認。

令和8年度の上位区分で特に確認すること

- 生産性向上に関する取組は、国が示す項目のうち5項目以上を実施し、現場課題の見える化と業務支援ソフト・情報端末等を含める方法などが示されています。
- 社会福祉連携推進法人への所属等による方法もあります。
- 加算Ⅱロ相当額の2分の1以上を、毎月支払われる賃金の改善に充てる要件があります。
- 令和8年度中の実施を誓約できる項目がありますが、実績報告で確認され、未達の場合は加算の一部又は全部の返還が必要となることがあります。

届出様式、計画書・実績報告書、対象職種・配分方法は、最新の通知と指定権者の提出案内を確認してください。

03 就労分野の臨時応急的な見直し

就労移行支援体制加算は反復算定を抑制し、就労継続支援B型は工賃上昇を踏まえて基本報酬区分の基準を調整します。

就労移行支援体制加算 | 令和8年4月施行

- ・1事業所が1年度に評価できる一般就労者数は、その事業所の利用定員を上限とします。
- ・同一利用者について、原則として過去3年以内にいずれかの事業所で算定歴がある場合は、再度の算定対象にできません。
- ・ハラスメント等のやむを得ない事情があり、行政が再就職支援を適当と認める場合などは例外となり得ます。

対象：生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援A型・B型における同加算

就労継続支援B型 | 平均工賃月額区分の見直し（令和8年6月施行）

変更前の代表例	令和8年6月から	考え方
45,000円以上	48,000円以上	上位基準を3,000円引上げ
35,000円以上45,000円未満	38,000円以上45,000円未満 35,000円以上38,000円未満	基準引上げと中間区分の新設
15,000円以上20,000円未満	18,000円以上20,000円未満 15,000円以上18,000円未満	報酬減を緩和する中間区分を新設
10,000円以上15,000円未満／10,000円未満	変更なし	区分七・八の境界は据置き

経過的な取扱い

- ・令和6年度改定の前後で基本報酬区分が上がらなかった、又は下がった事業所は、今回の3,000円引上げの対象外となり、従前の区分基準を用います。
- ・新規指定、事業承継、算定方式変更、届出漏れ等の個別事例はQ&A Vol.1・Vol.2で整理されています。
- ・原則として事業所が該当性を申告し、指定権者が確認します。令和8年6月分からの区分変更届に注意してください。

※上表は改定の方角を示す代表例です。全区分の境界と単位数は公式資料で確認してください。

04 新規指定事業所の基本報酬特例

令和8年6月1日以降に新規指定を受ける一部サービスに限り、令和9年度報酬改定までの間、臨時応急的な基本報酬が適用されます。既存事業所には原則適用されません。

対象サービスと特例率

サービス	特例率	通常額からの差
就労継続支援B型	984／1000	1.6%低い水準
共同生活援助 介護サービス包括型・日中サービス支援型	972／1000	2.8%低い水準
児童発達支援	988／1000	1.2%低い水準
放課後等デイサービス	982／1000	1.8%低い水準

通常の基本報酬単位数に上記の率を乗じます。各種加算まで一律に減額する仕組みではありません。端数処理を含む算定は告示・留意事項通知を確認してください。

「新規指定」に当たるか

事例	原則的な整理	理由
令和8年6月1日以降に対象サービスの指定を新たに受ける	特例の対象	法令上の新規指定
既存指定の従たる事業所・単位・住居の追加、定員増	対象外	新たな指定ではなく変更の取扱い
就労継続支援A型からB型へ転換	特例の対象	B型の新規指定が必要
共同生活援助の類型変更	対象外	届出による変更で、新規指定ではない

適用期間

令和8年6月1日から令和9年度障害福祉サービス等報酬改定まで。通常改定時には改めて報酬体系が検討されます。

05 配慮措置と通知上の追加取扱い

基本報酬特例には、支援の必要性や地域事情に応じた除外があります。また、令和8年5月には予期せぬ人員欠如への時限的な取扱いが示されました。

基本報酬特例から除外される主な場合

- ・重度・高支援ニーズに対応する所定の基本報酬又は加算の対象となる場合。
- ・特別地域加算の対象地域など、離島・中山間地域に所在する場合。
- ・サービス不足地域での公募・選定や、地域ニーズに基づく開設支援等により、市町村が客観的に必要と認める場合。単なる運営・採用支援の補助だけでは直ちに該当しません。

Q&Aで示された算定の境界

確認場面	取扱い
月のうち1日でも除外対象の基本報酬・加算を算定	その月は特例率を適用しない取扱いが示されています。
利用者単位の加算が除外要件	該当利用者のみ除外。事業所単位の加算であれば事業所全体を除外。
従たる事業所の状況・所在地	原則として主たる事業所の状況・所在地で判断。

予期せぬ人員欠如への減算適用の猶予 | 令和8年5月28日通知

- ・予測困難な事由で人員が基準から10%以内の範囲で不足し、すべての要件を満たす場合、年1回に限り、人員欠如減算の適用を不足発生月の翌々月末まで猶予できる取扱いです。
- ・翌月までに都道府県知事等へ様式による報告を行い、有効な求人票を添付します。ハローワーク等の無料職業紹介の活用、適正な民間紹介事業者の利用、積極的な募集等が求められます。
- ・職員本人・家族の急な健康問題による1か月超の休業、複数職員の突然の自己都合退職等が例示されています。

**これは人員配置基準を免除する制度ではなく、恒常的な人員不足を認めるものでもありません。
対象要件、起算、報告期限は通知・Q&Aと指定権者の案内で確認します。**

主な根拠資料

- [1] 厚生労働省『令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について』
- [2] 厚生労働省『令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について』（令和8年2月18日）
- [3] 厚生労働省『令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の概要』等（改定率・予算関係）
- [4] 厚生労働省『令和8年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1』（令和8年3月31日）
- [5] 厚生労働省『同Q&A VOL.2』（令和8年7月13日）
- [6] 厚生労働省『予期せぬ人員欠如が生じた場合の人員欠如減算の適用に係る特例的な取扱い』（令和8年5月28日）
- [7] 厚生労働省『上記特例的な取扱いに関するQ&A』（令和8年5月28日）
- [8] こども家庭庁『令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について』

※本資料は制度理解のための整理資料であり、告示・通知等そのものに代わるものではありません。今後のQ&A追加、告示・通知の改正、指定権者の運用により取扱いが変わる場合があります。